

広島県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年三月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、一四一
広島市東区	三二、四三六
広島市南区	三七、四七九
広島市西区	四九、七四八
広島市安佐南区	六〇、三九〇
広島市安佐北区	四一、一八六
広島市安芸区	二一、一二五
広島市佐伯区	三六、五七四
呉市	六六、四九二
竹原市豊田郡	一〇、三七一
三原市世羅郡	三二、三〇七
尾道市	四〇、五三一
福山市	一二五、八一六
府中市神石郡	一四、九二二
三次市	一五、四九二
庄原市	一一、一一四
大竹市	七、九三五
東広島市	四七、四八五
廿日市市	三一、九五八
安芸高田市	八、六八五
江田島市	七、六〇二
安芸郡	三一、五三六
山県郡	七、五〇一

